

東青地域森林計画 変更計画書

(東青森林計画区)

自 令和 3年4月 1日
計画期間
至 令和13年3月31日

令和2年12月樹立
令和3年12月変更 (第1回)
令和4年12月変更 (第2回)
令和5年12月変更 (第3回)
令和6年12月変更 (第4回)

青 森 県

目 次

1 東青地域森林計画の変更理由	1
2 東青地域森林計画の変更内容	2

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	2
第4 森林の保全に関する事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	3

1 東青地域森林計画の変更理由

【理由1】 青森市において返地があった官行造林地の編入により、森林面積に異動が生じたものです。（25.28haの増）

【理由2】 青森市において、林地開発許可を受けた開発行為の完了に伴う、転用区域の地域森林計画対象森林からの除外による森林面積の減が生じたものです。
（32.70haの減）

【理由3】 ナラ枯れによる森林被害が県内全域で拡大傾向にあることから、被害の拡大防止対策及び普及啓発について記載を変更するものです。

2 東青地域森林計画の変更内容

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

東青地域森林計画の対象とする森林面積は次のとおりです。

市町村名		面積(ha)	備考
計画区総数		43,966	7.42ha減
東青地域県民局 地域農林水産部管内	青森市	26,380	7.42ha減
	平内町	12,593	
	今別町	1,571	
	蓬田村	1,059	
	外ヶ浜町	2,363	

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域の民有林とします。

2 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しません。

3 地域森林計画の対象となる民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①～③までの事項の対象となります。

①森林法第10条の2第1項に規定する開発行為の許可

②森林法第10条の7の2第1項に規定する森林の土地の所有者となった旨の届出

③森林法第10条の8第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出

4 森林計画図の閲覧場所は、青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部。

第4 森林の保全に関する事項

1～3 (略)

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

現在、本計画区において、松くい虫被害は確認されていませんが、隣接する津軽森林計画区では被害が発生しています。このため、関係機関と連携した計画的な巡視活動等に努めるほか、被害の発生が確認された場合には、速やかに防除活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう、県のホームページ等を利用した普及啓発に努めます。

松くい虫被害の予防対策として、媒介昆虫の活動期におけるマツの伐採は避けることとします。

また、本計画区においては、ナラ枯れ被害が確認されています。このため、関係機関と連携し、計画的な巡視活動等に努め、確認された被害木は、被害の拡大を防止するための処理を行うほか、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう、県のホームページ等を利用した普及啓発に努めるものとします。

ナラ枯れ被害の予防対策として、媒介昆虫の活動期におけるナラの伐採は避けることとします。

(2)～(3) (略)